# 基幹統計の概要

# 行政機関が作成する統計の中で特に重要な統計 (公的統計の中核となるもの)

- ① 国勢統計(第2条第4項第1号、第5条)
- ② 国民経済計算(同項第2号、第6条)
- ③ その他総務大臣が指定した統計(同項第3号、第7条)

#### ≪基幹統計の特徴≫

#### 作成方法に関わらない共通の特徴

- ・作成した統計の公表義務(第8条第1項)
- ・統計の公表期日及び公表方法についての事前公表義務(第8条第2項)
- 関係者への協力要請(第29条第2項、第30条、第31条)
- ・罰則(公表期日前に結果を漏洩する行為:第58条、改ざん行為:第60条)

#### 統計調査により作成する場合(基幹統計調査)

- ・調査実施について、総務大臣が事前承認 (第9条~第11条)
- ・総務大臣からの変更・中止要求(第12条)
- ・報告義務の賦課(第13条)
- ・統計調査員の設置 (第14条)
- ・立入検査等の実施(第15条)
- ・地方公共団体への事務の委託(第16条)
- ・かたり調査の禁止(第17条)
- ・罰則(かたり調査禁止違反:第57条、報告妨害:第60条、報告義務違反:第61条、立入検査妨害等:第61条)
- ※このほか、周期調査(1年を超えるもの)については、予算の特別枠(シーリング外)として扱われるほか、基幹統計調査の重要性を理由に、調査への協力を求めやすい。

#### 統計調査以外の方法により作成する場合

- ・作成方法についてあらかじめ総務大臣に通知(第26条第1項)
- ・作成方法を改善する必要があると認めた場合、統計委員会の意見を聴いた上で総務大臣が意見表明(第26条第2項)
- ※統計の精度向上へのインセンティブが積極的に働く ことが考えられる。

# 基幹統計

- 〇 国勢統計
- 〇 国民経済計算
- 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれ かに該当するものとして総務大臣が指定するもの
  - ・ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
  - 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると 見込まれる統計
  - 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

### 統計調査によって作成される基幹統計

基幹統計調査(=基幹統計の作成を目的とする統計調査)

- ※ 基幹統計の指定が行われれば、当該基幹統計の作成を目的とする統計調査は自動的に基幹統計調査となる。
- ※ 複数の基幹統計調査から一つの基幹統計が作成され ることもありうる。

## 統計調査以外の方法によって作成される基幹統計

- 行政記録情報を集計して作成(業務統計)
- 他の既存統計の加工により作成(加工統計)
- ※ 統計調査と統計調査以外の方法とが混在することもありうる。

# 統計法 (平成十九年法律第五十三号)

### (定義)

### 第二条

- 4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれ かに該当する統計をいう。
  - 一 第五条第一項に規定する国勢統計
  - 二 第六条第一項に規定する国民経済計算
  - 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次 のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するも の
    - イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上 において特に重要な統計
    - ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利 用されると見込まれる統計
    - ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計
- 6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

### (基幹統計調査の承認)

- 第九条 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
  - 一 調査の名称及び目的
  - 二 調査対象の範囲
  - 三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
  - 四 報告を求める者
  - 五 報告を求めるために用いる方法
  - 六 報告を求める期間
  - 七 集計事項
  - 八 調査結果の公表の方法及び期日
  - 九 使用する統計基準その他総務省令で定める事項
- 3 前項の申請書には、調査票その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 総務大臣は、第一項の承認の申請があったときは、統計 委員会の意見を聴かなければならない。ただし、統計委員 会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。